

(別紙 1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正な取得)

第3条 受託者は、この契約の履行に当たって個人情報を取得するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に当たって、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、個人情報保護法第27条第1項各号及び第2項各号の規定による場合はこの限りではない。

2 受託者は、個人情報を第三者に提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(安全管理措置)

第5条 受託者は、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受託者は、この契約に基づく事務に従事している者又は従事していた者に対して、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約に基づく事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。ただし、やむを得ない必要があるときは、委託者の承諾なしに複写又は複製することができる。この場合においては、遅滞なく委託者に報告するものとする。

(廃棄)

第7条 受託者は、この契約の履行に当たり知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の規定による廃棄又は消去を行った後、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及びその方法を記録し、書面により委託者に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 受託者は、この契約に基づく事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに委託者に返還し、引き渡し、破棄又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託の制限)

第9条 受託者は、委託者の承認があるときを除き、第三者に個人情報の取扱いを委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、委託者の承認を得て再委託をする場合において、再委託者に対し、委託者及び受託者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

3 受託者は、再委託をする場合において、再委託をする事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託者に対し適切な管理及び監督をするとともに、委託者から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

4 再委託をする場合において、再委託者の行為は、受託者自らの行為とみなし、受託者が再委託者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(調査)

第10条 委託者は、受託者がこの契約の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。この場合においては、委託者の経費で、事前に受託者の承諾を得て、受託者の営業時間内に、受託者の業務に支障のない範囲で行うものとし、それ以外の事項については委託者と受託者が協議して定めるものとする。

2 委託者は、前項の目的を達成するため、受託者（再委託者を含む。）に対して必要な情報を求め、又はこの契約に基づく事務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 11 条 受託者は、この契約の履行に当たり、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受託者は、この契約の履行に当たり、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 委託者は、受託者が本特記事項に違反した場合は、この契約を解除することができる。ただし、受託者に重大な過失があると認められないときは、この限りではない。